

横浜市立舞岡中学校長様

治癒届

医師の診察等の結果（該当する疾病などに ○ をつけてください）

1 新型コロナウイルス感染症	2 インフルエンザ（A型・B型）		
3 百日咳	4 麻疹	5 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	6 風しん
7 水痘	8 咽頭結膜熱		
9 その他（	）		

が治癒、または所定の療養または健康観察期間を終了し、登校可能の診断を受けましたので、届
けます。

年 月 日

診察医療機関名 または保健所名			
出席停止期間	月 日（ ） ～ 月 日（ ）		
生徒	学年 組	年 組	
	氏名		
保護者氏名	⑩		

* この用紙は保護者の方が記入してください。

* 担任確認後、保健室で保管します。（担任名 _____ ⑩ → 保健室）

学校感染症の種類と出席停止の期間の基準

感染症の種類	出席停止の期間の基準
<p>第一種感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・痘そう・南米出血熱・ペスト・マールブルグ熱・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・重症急性呼吸器症候群・中東呼吸器症候群・特定鳥インフルエンザ 	<ul style="list-style-type: none"> ・治癒するまで
<p>第二種感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症 ・インフルエンザ ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎 ・風疹 ・水痘 ・咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎 	<ul style="list-style-type: none"> ・発症日を0日目として5日経過し、かつ、症状軽快後1日経過した場合には、最短で6日目から解除する ・発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで（幼児にあっては3日） ・特有の咳が消失するまで。又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで ・解熱した後3日を経過するまで ・耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで ・発疹が消失するまで ・すべての発疹が痂皮化するまで ・主要症状が消退した後2日を経過するまで ・病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
<p>第三種感染症</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・その他の感染症 	<ul style="list-style-type: none"> ・病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで